一部の後期高齢者の保険料を見直します

後期高齢者医療の保険料に関し、これまで一部の方のみに適用されていた「特例措置」を見直します。今回の見直しは、一定の所得のある方々に制度本来の保険料をご負担いただくことで、将来にわたって持続可能な医療制度にしていくことを目的として行うものです。

見直しのポイント

- ○ **対象は一定の所得のある方々です（⇐ 世帯の所得が低い方は変更なし）**
- ○ **段階的に見直しを行います（⇐ 2～3年かけて少しずつ変更）**
- ○ **後期高齢者医療制度に本来設けられている軽減水準に戻します（⇐ 軽減措置は全廃されず、上乗せされている一部の「特例措置」のみを見直し）**

▼ **特例措置①②③のうち、②③について見直しを行います**

特例措置①　「均等割」の軽減　⇒　変わりません

右図のように、特例措置①の対象は、例えば75歳以上の夫婦2人世帯でいずれも年収約168万円以下の場合など

世帯の所得が低い方です。

引き続き、特例措置の対象です

今回の見直しの対象とせず、特例措置を据え置きます。

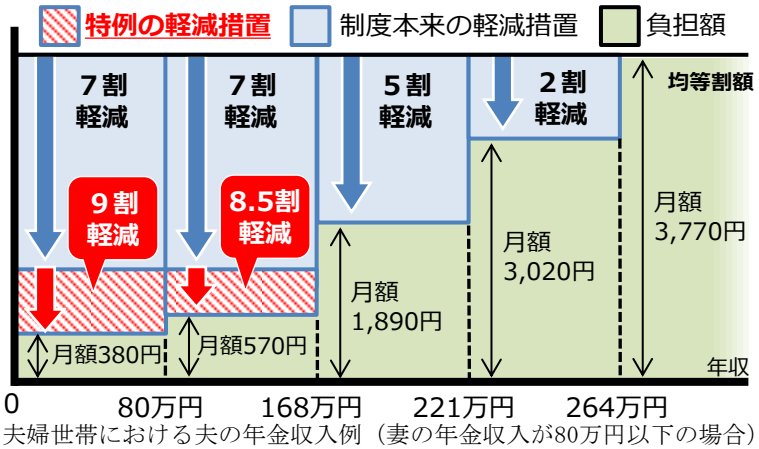

※年収は、夫婦世帯における夫の年金収入例（妻の年金収入が80万円以下の場合）

特例措置②　「所得割」の軽減

右図のように、特例措置②の対象は、

本人の年収が約153万円～約211万円※の方です。

※賦課のもととなる所得が58万円以下

軽減割合が段階的に変わります

見直し前	29年度	30年度
5割軽減	**2割軽減**	**軽減なし**※

※「均等割」の軽減割合は変わりません

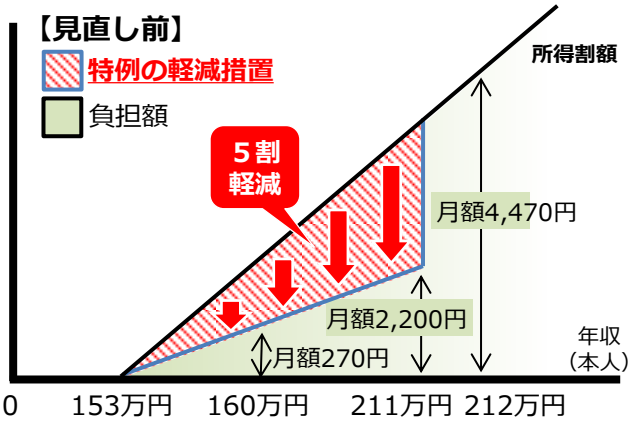

例

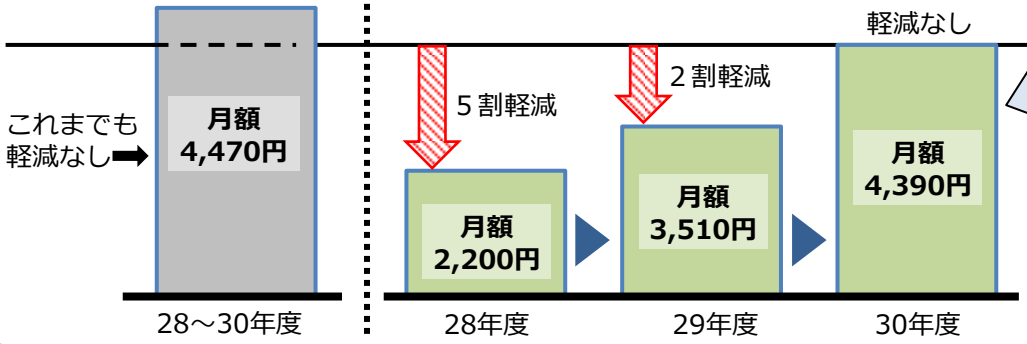

見直しの趣旨

「所得割」は、保険料のうち、本人の所得（負担能力）に応じてご負担いただいている分です（上図参照）。

今回の見直しで、段階的に、本人の負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

特例措置③ 「元被扶養者の方」の「均等割」の軽減

右図の特例措置③の対象は、
後期高齢者医療の対象となる（例:75歳到達）
前日に被用者保険の被扶養者だった方です。

※これまでは、上記の方であれば、世帯の負担能力にかかわらず、また、期限の定めなく、「均等割」が９割軽減されていました。

世帯の所得が高い方のみ、段階的に変わります

見直し前	29年度	30年度	31年度
９割軽減	**７割軽減**	**５割軽減**	**制度本来の軽減※**

※後期高齢者医療制度の対象となってから２年間は５割軽減

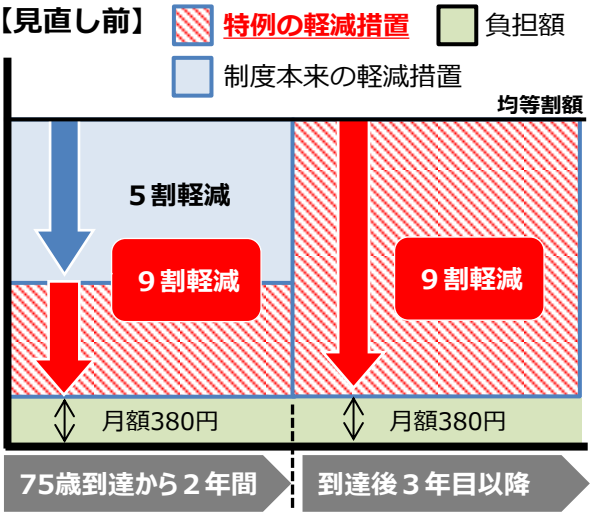

例

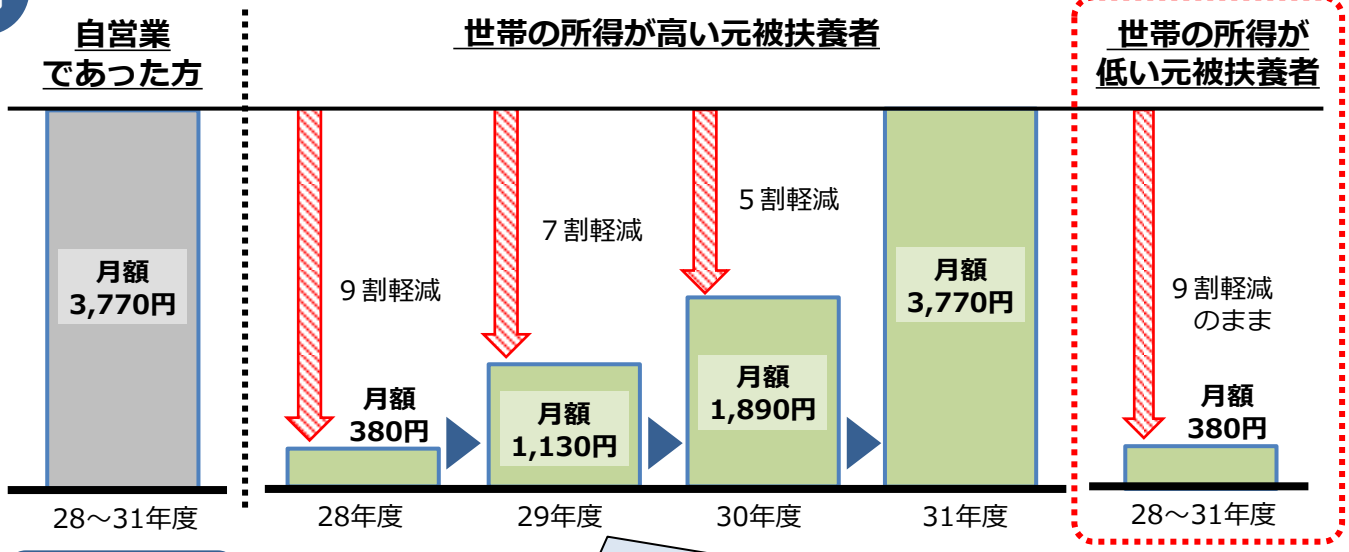

見直しの趣旨

「均等割」は、保険料のうち全ての方に同額をご負担いただいている分です。
※ただし、世帯の負担能力に応じて一定の軽減措置を設けています（特例措置①）。

今回の見直しで、被扶養者でなかった方（国保加入者・自営業者の方など）と同じく、段階的に、世帯の負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

★ **世帯の所得が低い元被扶養者の方には、引き続き「均等割」の軽減措置（９割軽減）が適用**されます！

※この他、世帯の所得によって、「均等割」8.5割軽減の対象となる方もいます。

注１　ここで示した保険料額は全国平均の平成28年度・29年度保険料率に基づき、仮定を置いて算出した月額です。実際の保険料は都道府県により異なります。

注２　ここで示した年収は、すべて年金収入であるとして計算しています。

保険料に関する詳しいお問い合わせは

○ 都道府県の後期高齢者医療広域連合　または
○ お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口　まで

厚生労働省

後期高齢者医療の保険料見直しに関して
【 よくいただくご質問 】

Ｑ１　なぜ、保険料軽減の「特例措置」を見直すのですか？

見直しの趣旨

○　**後期高齢者医療制度では、**住民税を払わないでよい所得の低い方々（住民税非課税世帯等）などを対象に、例えば保険料の「均等割」部分を７割軽減するといった**制度本来の軽減措置が設けられています。**

○　**今回見直しを行う「特例措置」は、**こうした本来の軽減措置に、**さらに上乗せをして軽減を行っているものです。**これは、平成20年度に制度が発足した際、保険料負担の急激な上昇を抑えるために設けられたものです。

○　制度発足からすでに10年近く経過し、この「特例措置」に要する国費負担も累計で約7,200億円となっていることから、**一定の所得のある方々については、**この特例措置を見直し、**２～３年かけて、段階的に本来の軽減措置の水準に戻す**こととしました。

○　これにより、高齢者の方々の保険料だけでなく、若年層の方々からの保険料や税金によって支えられている**後期高齢者医療制度を、将来にわたって持続可能なものにしていきます。**

Ｑ２　どのように「特例措置」を見直すのですか？

見直しの内容

○　**世帯の所得が低い方**に対して「均等割」を９割・8.5割軽減する特例については、**今回見直しの対象とせず、据え置き**としました。

○　**本人の年収約153万円から約211万円まで**（賦課のもととなる所得が58万円以下）**の方**に対して「所得割」部分を５割軽減する特例については、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、**２年かけて無くしていきます。**
　これにより、これまでも軽減のなかった**年収約211万円を超える方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります。**

○　**元被扶養者**（①75歳になる前日や②一定の障害があり後期高齢者医療制度の被保険者となる前日 に被用者保険の被扶養者であった方）に対して、**世帯の負担能力にかかわらず、かつ期限の定めなく**「均等割」部分を９割軽減する特例については、**３年かけて世帯の負担能力に応じてご負担いただく制度本来の水準に戻して**いきます。
　これにより、**被扶養者でなかった方（自営業者など）と同じく、世帯の負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります**（ただし、**世帯の所得が低い方は引き続き軽減措置を受けられる**ほか、これまで元被扶養者の方には賦課されていない「所得割」については、今後も当面賦課しないこととします。）

Ｑ３-１　保険料が上がると通知が来たのですが、８月までの徴収額（年金からの納付額）は変わりませんでした。いつから額が上がるのですか。

Ｑ３-２　10月から保険料の徴収額が上がり、年金の振込額が減ってしまった。なんとかなりませんか。

保険料の徴収

○　保険料については、被保険者の皆様にお支払いの手間をおかけしないよう、**原則として年金からご納付いただく**こととされています（**「特別徴収」**といいます）。この特別徴収の場合、納付額は10月から上がります。

○　特別徴収では、**４月・６月・８月**は**前年度２月と同額**をお支払いいただき（「仮徴収」）、**10月・12月・２月**は**残りの保険料額を分割してお支払いいただく**（「本徴収」）ことになっています。このため、８月までと10月からで年金からお支払いいただく額が異なることになります。

○　保険料のお支払い方法については、**所定の手続きを行えば特別徴収から毎月の普通徴収（口座振替等）に変更することが可能**であり、その場合は一度にお支払いいただく額がより平準化される可能性があります。 ※下の〈参考〉参照。
　変更には少々お時間を頂戴することになりますが、ご希望があればお住まいの市町村にご相談ください。

○　毎回お支払いいただく額の詳細については、お手元の「保険料納入通知書」等をご確認いただくか、お住まいの都道府県の広域連合や市町村窓口にお尋ねください。

＜参考＞

徴収額のイメージ（年金収入約211万円、単身、額は平成28・29年全国平均保険料に基づき算出）

① 特別徴収（年６回年金からのお支払い）の場合

H29年２月	４月	6月	８月	１０月	１２月	H30年２月	H30年４月
10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	15,810円	15,700円	15,700円	15,700円

前年度２月分と同額（「仮徴収」）　　年額の保険料の残額を３等分（「本徴収」）

② 普通徴収（例：年９回の口座振替等で徴収）の場合

H29年３月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	H30年１月	２月	３月
6,900円	8,810円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円